

『福祉ライブラリ 権利擁護と法』 正誤表・補遺

(株)建帛社

本文中に誤りがありました。ここに訂正しお詫び申し上げます。また、法令改正等の最新動向に基づき記載を修正いたします。

p.28 下から4行目

修正前	個人一人ひとりの <u>ライススタイル</u> を認め合うという、……
修正後	個人一人ひとりの <u>ライフスタイル</u> を認め合うという、……

p.102 下から1行目

修正前	「再婚禁止期間」を廃止することが盛り込まれている。
修正後	「再婚禁止期間」は、2024(令和6)年4月1日に廃止された。

p.107 下から5～8行目

修正後	の規定が置かれている(同条第2項)(<u>再婚後の夫の子と推定する場合がある</u>)。嫡出の推定を受ける子については、嫡出否認の訴えによらない限り嫡出子であることを否認できない。嫡出否認の訴えは、 <u>夫・子・母</u> が子の出生を知ってから <u>3</u> 年以内に、子または母に対して……
-----	--

p.251 下から2行目

修正前	昇給・一時金・ <u>昇給</u> などの……
修正後	昇給・一時金などの……

◎下記の2か所は、「第2刷(2023年5月30日発行)」においては修正されています。

p.32 7行目

修正前	例えば、認知症で <u>要介護度が要介護3</u> である甲の……
修正後	例えば、認知症で要介護3である甲の……

p.171 5行目

修正前	って判断能力が <u>不十分</u> でない者を保護・支援するため、
修正後	って判断能力が <u>十分</u> でない者を保護・支援するため、